

令和8年度
子育て
応援ブック



那須烏山市

目 次

● 赤ちゃんを迎えるために	1
● 妊娠おめでとうございます	2
● 赤ちゃんが生まれたら	4
● 健診・予防接種など	7
● 子育て相談・支援	10
● 子どもの虐待を未然に防ぎましょう	11
● 子育て交流広場	12
● 支援を必要とするお子さんのために	13
● 医療	18
● ひとり親家庭への助成など	21
● 幼稚園・認定こども園・保育園のご案内	22
● こども誰でも通園制度	31
● 病児・病後児保育	32
● 一時預かり保育	33
● ファミリー・サポート・センター	37
● 小・中学生になったら	38
● その他の支援情報	44
● 市の連絡先	49



赤ちゃんを迎えるために

不妊症や不育症(くり返す流産)に悩む方へ

●不妊等治療費助成制度

不妊・不育症に係る検査や治療(人工授精・体外受精・顕微鏡授精・男性不妊)を受けたご夫婦に、検査及び治療費の一部を助成します。

【対象者】

法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤のすべてに該当する方

- ①不妊・不育症治療が必要であると医師に診断され、国内指定医療機関等において不妊・不育症治療を受けていること
- ②市に1年以上前から住民登録していること
- ③健康保健等の医療保険に加入していること
- ④市税及び使用料等を滞納していないこと
- ⑤国及び県の助成制度等を受けられるときは、当該給付の決定を受けていること

【助成の内容】

治療費の1/2とし、1年度あたり300,000円を限度に助成します。(ただし、国・県等の助成がある場合は、優先して受けていただき、その額を控除した額となります。)

その他詳細については、こども課までお問い合わせください。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116



妊娠おめでとうございます

【届出・交付先・手続き・問合せ】

こども課 ☎0287-88-7116

●母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠から出産、そして育児期間中と、お母さんとお子さんの健康状態や健診結果、予防接種の記録をする大切な手帳です。医師や助産師の診察を受け、妊娠が分かったら「妊娠届出書」を提出してください。

【届出に必要なもの】

妊娠届出書（病院で発行されたもの）、個人番号が分かるもの、写真付き本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）

●妊産婦一般健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査受診票の交付

母子健康手帳と一緒に交付します。

産前14回、産後2回の妊産婦一般健康診査と、出産後の新生児聴覚検査・1か月児健康診査の受診票を交付し、費用の一部を補助します。母子の健康のために必ず受診しましょう。

なお、里帰り出産等のため県外で健康診査及び新生児聴覚検査・1か月児健康診査を受けた場合は、一旦、医療機関で料金を支払い、その後申請すれば助成を受けることができます。
※転入された方は、前市町村の受診票をお持ちください。

●妊産婦医療費助成制度

母子健康手帳の交付を受けた方が、病気やケガで健康保険が適用となる診療を受けた場合に、支払った医療費の一部を助成します。市が助成する際に、医療機関ごと（薬局以外）に入院・外来別で月額500円を申請額から控除します。なお、健康保険適用外（自費診療）、入院時食事療養費は助成対象外です。

【申請に必要なもの】 妊婦さんのマイナ保険証、通帳

●妊婦のための支援給付金

出産や子育てに関連する用品等の購入費用・子育て支援サービス利用料等の経済的負担軽減のための助成があります。

申請は、妊娠届出時の面談後及び妊娠後期面談等の際にそれぞれご案内します。

●産前・産後サポート事業

【産前】

妊娠後期に、すべての妊婦さんに妊娠後期連絡票を送付し、妊娠 32 週以降の方には個別面談を実施しています。心身の健康状態と出産に向けた準備を確認し、必要な市の事業や制度説明を行っています。

【産後】

地域での仲間づくりや、育児相談・情報交換のため、産後のお母さんと赤ちゃんが集まれる場「おひさま」を、月1回開催します。産後 12 か月頃までの母子が参加でき、ベビーマッサージやお母さんのリラクゼーションを体験しながら、ゆったりとした時間が過ごせます。実施日時については、「広報お知らせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。

●プレママパパ教室・ママサロン

【プレママパパ教室】

赤ちゃんを迎えるために育児手技(沐浴、おむつ交換、抱っこ等)を練習します。出産・育児等の相談もできます。

【ママサロン】

妊婦及び産後1年6か月までの産婦が参加でき、産前後心身のリフレッシュのために、ヨガや自力整体で軽い運動を行います。託児付きのため、母子で来所後にお母さん1人で教室への参加が可能です。

●予防接種(RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン)

対象：接種日時点で妊娠 28 週0日から 36 週6日までの妊婦の方

赤ちゃんが生まれたら

● 出生届

生まれた日を含め 14 日以内に届出をしてください。

お子さんの住所地以外の市町村に出生届を出した場合は、住所地において必要な手続きがありますので、あらかじめ担当課にお問合せください。

【届出に必要なもの】 出生届、届出人の印鑑、母子健康手帳

【問合せ】 市民課 ☎0287-83-1116

● 健康保険の手続き

お子さんが生まれたら、健康保険に加入する手続きが必要です。国民健康保険の場合は、市民課で加入手続きを行います。（社会保険の方は、職場へお問合せください。）

【問合せ】 市民課 ☎0287-83-1116

● 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産する場合は、原則 500,000 円が支給されます。（産科医療補償制度に該当しない場合の支給額は、488,000 円です。）

【手続き】

原則として、医療保険者から病院等に直接支払われますので、直接申し出てください。

また、対応していない医療機関等もありますので、医療機関へ事前にご確認ください。

【問合せ】

国民健康保険の方：市民課 ☎0287-83-1116

社会保険の方：ご加入の健康保険（医療保険者）へ直接お問い合わせください。

● 赤ちゃん訪問

お子さんが生まれたご家庭に保健師・助産師が生後1～2か月頃訪問し、赤ちゃんの発育・発達の相談や、予防接種・健

診などについて説明を行います。お子さんだけでなく、お母さんの体調等、不安な事がありましたらお気軽にご相談ください。

【手続き】

母子健康手帳に挟んである「お誕生カード」を出生届の際に提出してください。お電話にて訪問日を相談いたします。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●赤ちゃん応援券

本市で誕生した赤ちゃんを祝福するとともに保護者の経済的負担を軽減し、お子さんの健やかな成長を応援するために、赤ちゃん訪問時・4か月児健診時・8か月児健診時の3回に分けて最大 36,000 円をお贈りします。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●児童手当

児童手当は、家庭内における生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とした国の制度です。18 歳を迎えた年度末までの児童を養育している方に支給します。

※出生や転入の日の翌日から 15 日以内に手続きしてください。遅れると受給できない月が発生しますので、ご注意ください。(公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。)

【届出に必要なもの】

受給者の預金通帳、受給者・配偶者の個人番号が分かるもの、本人確認書類

【届出先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●こども医療費助成制度

お子さん(18 歳になった後の 3 月 31 日まで)が病気やケガで健康保険が適用となる診療を受けた場合に、医療費や入院時食事医療費を助成します。

県内医療機関等を受診する際に、「受給資格者証」を提示した場合は、窓口の支払いがありません。

県外での受診や受給資格者証を提示できなかった場合は、一旦、医療機関の窓口で料金を支払い、その後申請すれば助

成を受けることができます。

【申請に必要なもの】

お子さんのマイナ保険証・振込先の預金通帳(保護者名義)

【届出先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116



健診・予防接種など

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●乳幼児健診・相談

実施の1か月前を目安に問診票等を郵送します。

お子さんが元気で健やかに育つために必ず受けましょう。

事業	内容
4か月児健診	身体測定、発達確認、内科診察 ブックスタート(絵本プレゼント)
8か月児健診	身体測定、発達確認、内科診察、歯のチェック
1歳児相談	身体測定、発達確認、歯のチェック
1歳6か月児健診	身体測定、発達確認、内科・歯科診察
2歳児相談	身体測定、発達確認、歯のチェック、心理相談
2歳6か月児相談	身体測定、親子ふれあい遊び
3歳児健診	身体測定、発達確認、尿検査、内科・歯科診察、 心理相談、目の屈折検査
5歳児発達相談	発達確認

●先天性股関節脱臼検診

お子さんの股関節の病気を早期に発見する検診です。受診推奨月齢に医療機関で健診を受けましょう。

【助成費用】 上限5,000円(1人につき1回まで)

【受診推奨月齢】 生後3か月から4か月の間

【受診票】 赤ちゃん訪問の際に、先天性股関節脱臼検診受診票をお渡しします。

●予防接種

予防接種は、感染症にかからないよう「ワクチン」を接種し、予防のための免疫をつけることです。“大切なお子さんを感染症から守る”とともに、“他のお子さんにも病気をうつさない”こと、“災害等の緊急時(やむを得ず予防接種ができない時)に感染症を予防する”という3つの大切な役割を担っています。

▼定期予防接種

予防接種法に基づくもので、対象年齢内であれば、接種費用の助成を受けることができます。また、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済制度を受けることができます。

予防接種名	どんな病気を予防するの？
ロタウイルス	乳幼児嘔吐下痢症
小児用肺炎球菌ワクチン	髄膜炎、肺炎、中耳炎等
B型肝炎予防ワクチン	B型肝炎
五種混合	百日咳、破傷風、ジフテリア、急性灰白髄炎、髄膜炎
二種混合	破傷風、ジフテリア
BCG	結核
麻しん風しん混合	はしか、風しん
日本脳炎	日本脳炎
HPV予防ワクチン	子宮頸がん
水痘	みずぼうそう

予防接種法により、接種できる年齢が定められていますので、かかりつけ医と相談し、計画を立てて期間内に受けましょう。

《栃木県内の医療機関での接種》

『栃木県予防接種事業相互乗り入れ』により、栃木県内の協力医療機関であれば、窓口での接種費用の負担はありません。

市内の予防接種協力医療機関は、「市ホームページ」をご確認ください。また、県内の協力医療機関は、栃木県医師会

ホームページ「栃木県内定期予防接種相互乗り入れ事業接種協力医療機関名簿」でご確認いただくか、こども課までお問合せください。

▼任意予防接種

予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の判断で接種するものとなります。健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度に基づく救済制度を受けることができます。

予防接種名	どんな病気を予防するの？
おたふくかぜ	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
インフルエンザ	インフルエンザ

※接種費用は、一部助成があります。助成金額や申請方法については、「広報お知らせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。

●幼児フッ化物塗布

歯科医院でフッ化物塗布をする場合の費用を一部負担します。お子さんの歯の状態を知り、かかりつけ歯科医を持つきっかけとしてぜひ受けましょう。

【対象】 2歳児

【費用】 500円

【受診期間】 2歳児相談を受けた児が3歳になるまで

【受け方】 2歳児相談にて受診券を配布します。歯科医院に予約を取り、フッ化物塗布を受けてください。

※フッ化物塗布協力歯科医院は、「市ホームページ」をご覧ください。

子育て相談・支援

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●こども家庭センター

妊娠・出産・子育てに関する相談にお答えする総合窓口です。妊娠期から子育て期まで、様々なニーズに切れ目なく対応できるよう、保健師や看護師、家庭相談員が子育てに関する様々な悩みや心配事へ支援を行います。

産前後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、気になることがあれば、お気軽にご相談ください。詳細については、「市ホームページ」をご覧ください。

●産後ケア事業

産後に休養が取れず気持ちが落ち込んでいたり、育児への不安が強い場合に、産科医療機関において、宿泊や日帰りで、休養や助言、沐浴や授乳指導等が受けられます。詳細については、こども課までお問合せください。

●食生活相談(妊産婦・こども)

月齢に合わせた離乳食の進め方やお子さん・妊産婦さんの食生活について、栄養士・保健師による個別相談を月1回(要予約)実施しています。日程等は、「広報お知らせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。電話相談も随時受け付けます。

●子育て短期支援事業

保護者の病気等で児童を養育できない場合に、一時的に児童養護施設(明和園・桔梗寮・養徳園)・宇都宮乳児院で、保護・養育するサービスです。

利用には費用がかかります。詳細についてはこども課までお問合せください。

子どもへの虐待を未然に防ぎましょう

虐待を受けた子どもは、生命や身体の危険だけではなく、心に深い傷を残すことになり、健全な成長を妨げる大きな原因となります。保護者も被害を受けている子どもも「虐待」であると認識していない場合があります。大きな事故になる前に、周囲が注意し、早期発見・早期対応に努めましょう。

●虐待とは

<身体的虐待>

殴る、蹴る、投げ落とす、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで一室に拘束する、戸外に締め出すなど

<心理的虐待>

暴言、無視、兄弟姉妹間での差別的な扱い、子どもの目の前での家庭内暴力(面前DV)など

<ネグレクト>

食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車内に閉じ込める、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

<性的虐待>

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなど

●虐待通告

児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

「虐待かも」と思ったらすぐにお電話ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【連絡先】 児童相談所全国共通3桁ダイヤル「**☎189**」

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

【相談・問合せ】 こども課 **☎0287-88-7116**

子育て交流広場

●子育て支援センター きらきら

0歳のお子さんから、職員やお家の方と一緒に安心して遊べます。計測や保育相談、制作等のきらきら講座も実施していますので、お気軽にお越しください。

【開館時間】 毎週 月曜日から土曜日(祝祭日を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

【問合せ】 子育て支援センターきらきら ☎0287-88-2131

●図書館

お子さんと保護者の方がご一緒に楽しめるように、読み聞かせや図書館まつりなど、各種行事を開催しています。

子育てに、図書館をご活用ください。

【開館時間】 9:30～19:00

【休館日】 毎週月曜日、年末年始(12/30～1/3)、蔵書点検期間

【問合せ】 南那須図書館 ☎0287-88-2748
烏山図書館 ☎0287-82-3062

支援を必要とするお子さまのために

手帳の交付

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付されます。障がいの程度により等級があり、手帳の交付には申請が必要です。

手帳の交付を受けると、障がいの内容・程度等により福祉サービス、割引、減免等の各種援助を受けることができます。

【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎0287-88-7115

●療育手帳

知的障がいと診断された方に交付されます。障がいの程度により等級があり、手帳の交付には申請が必要です。

手帳の交付を受けると、福祉サービス、割引、減免等の各種援助を受けることができます。

【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【判定】 児童相談所で発達検査や知能検査等を実施し、判定します。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎0287-88-7115

●精神障害者保健福祉手帳

精神に疾患があり、長期にわたり日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。障がいの程度により等級があり、手帳の交付には申請が必要です。

手帳の交付を受けると、福祉サービス、割引、減免等の各種援助を受けることができます。

【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎0287-88-7115

医療

●養育医療

生まれてすぐのお子さんが高度な医療を受けた際の医療費を助成する制度です。

【対象】 母子保健法に定める未熟児で、入院養育が必要と医師が認め、生まれてから退院するまでの間、指定養育医療機関の NICU 等に入院していたお子さん(1 歳に達する日の前日まで)

【助成内容】 治療費(健康保険適用部分のみ)

【申請に必要なもの】

申請には、医師の意見書等の書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●育成医療

身体に障がいのあるお子さんの治療に掛かった医療費を助成する制度です。

【対象】 身体の障がいや病気により、治療しなければ将来的に障がいが残る可能性があり、手術など治療することで改善できる見込みのある 18 歳未満のお子さん

【助成内容】 治療費(健康保険適用部分のみ)

【申請に必要なもの】

申請書には医師の意見書等の書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●精神通院医療

精神科の病気がある方の通院治療を促進し、適正医療を普及させるため、医療費の一部を助成する制度です。

【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎0287-88-7115

手 当

●特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満のお子さんを育てる父母等が受けられる手当です。

【申請に必要なもの】

申請には、添付書類が必要になるほか、所得制限がありますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんが受けられる手当です。

【申請に必要なもの】

申請には、添付書類が必要になるほか、所得制限がありますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●特定疾患者福祉手当

小児慢性特定疾病にかかっている 20 歳未満のお子さんが受けられる手当です。

【申請に必要なもの】

申請には、栃木県が発行する「小児慢性特定疾病医療費受給者証」が必要です。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎0287-88-7115

その他

●日常生活用具の給付

在宅の重度心身障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。障がいの種類・程度等により対象品目が異なり、所得に応じて利用者負担があります。

給付には、申請が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎0287-88-7115

●補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方に対して、身体の不自由な部分を助け、日常生活をしやすくするために、補装具の購入または修理費用の一部を助成します。

給付には、事前申請が必要です。障がいの種類、程度により諸条件がありますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】健康福祉課 ☎0287-88-7115

●児童発達支援

・くれよんクラブ(市社会福祉協議会)

・空と虹のな一さりい(社会福祉法人 敬愛会)

成長や発達の遅れに心配のある未就学のお子さんを対象に、保育士等のスタッフが、日常生活の基本的動作や集団生活への対応等の支援を行います。

【対象者】那須烏山市在住の未就学児
(1事業所につき定員10名)

【サービス内容】

集団保育、個別指導、専門指導、各種行事、保護者支援等

【実施日】くれよんクラブ 月曜～金曜 9:00～17:15
空と虹のな一さりい 月曜～金曜 9:00～17:00

【見学・相談先】

くれよんクラブ ☎0287-84-1294

空と虹のな一さりい ☎0287-83-8872

【利用手続き先】こども課 ☎0287-88-7116

●放課後等ディサービス

・くれよんクラブ(市社会福祉協議会)

・空と虹のアフタースクール(社会福祉法人 敬愛会)

就学中で障がいがあるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。

【対象者】那須烏山市在住で、特別支援学校、特別支援学級・通常学級に在籍する児童
定員：くれよんクラブ 小中学生 20名

空と虹のアフタースクール 小中学生・高校生 10名

【サービス内容】

生活支援、社会適応支援、文化的活動、健康増進

【実施日】

くれよんクラブ 月曜～金曜 9:00～17:15

空と虹のアフタースクール 月曜～金曜 9:00～17:00

【見学・相談先】

くれよんクラブ ☎0287-84-1294

空と虹のアフタースクール ☎0287-83-8872

【利用手続き先】 こども課 ☎0287-88-7116

医療

●「かかりつけ医」をもちましょう

かかりつけ医は、日頃の健康状態や以前にかかった病気、飲んでいる薬などを把握しているため、体の不調を感じた際に相談しやすく、検査や専門的治療が必要な時に適切な病院を紹介してもらえます。適切な治療を受けるためにも、かかりつけ医を持つことは、健康管理上、とても大切なことです。

不調を感じた時は、診療時間内に、早めに相談しましょう。（診療時間内は、医師や看護師、検査技師など専門スタッフが揃っているため、スムーズに充実した診療が受けられます。）

●こんな時は迷わず救急車 ☎119 を利用してください

- ・意識がないとき
- ・けいれんが止まらないとき
- ・息づかいが荒く、呼吸が困難になっているとき
- ・激痛（頭痛・胸痛・腹痛など）があるとき
- ・出血が激しく止まらないとき

●南那須地区（市外局番0287）

医療機関名	住所・電話番号	診療科
塩谷医院	田野倉183 ☎88-2055	内科・外科
南那須青木医院	鴻野山212-2 ☎88-6211	内科・小児科・精神科
林田医院	大金212-4 ☎88-2056	内科・小児科
熊田診療所	熊田555-1 ☎88-2136	内科

●鳥山地区（市外局番 0287）

医療機関名	住所・電話番号	診療科
阿久津クリニック	金井2-1-6 ☎83-2021	内科・外科・皮膚科
金井医院	南2-9-16 ☎83-1166	内科・外科
鳥山台病院	滝田1868 ☎82-2739	内科・精神科
近藤クリニック	野上637-2 ☎83-2250	内科・小児科・循環器科・呼吸器科・消化器科
佐野医院	中央2-11-17 ☎84-1616	内科
水沼医院	金井1-14-8 ☎84-0001	内科・外科・皮膚科・消化器科
山野クリニック	中央2-4-3 ☎84-3850	内科・神経内科
那須南病院	中央3-2-13 ☎84-3911	内科・外科・小児科・皮膚科・脳神経内科・整形外科・循環器内科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・消化器内科・内視鏡科
七合診療所	中山137 ☎82-2781	小児科・内科

○診察時間や休診日等は、直接医療機関にご確認ください。

●とちぎこども救急電話相談

お子さんが急病やけがで心配な時にご利用ください。

経験豊富な看護師が家庭での対処法や緊急医療の受診の目安などをアドバイスします。

【相談時間】 月曜日～土曜日:18:00～翌 8:00

日曜日・祝日:24 時間(8:00～翌8:00)

【電話番号】 局番なしの #8000

●子どもの救急ホームページ

日本小児科学会が監修した緊急&予防サイトです。

発熱など症状ごとに、休日や夜間の診療時間外に受診するかどうかの判断の目安を提供しています。

【ホームページ】 <http://kodomo-qq.jp/>

●夜間・休日の急な病気の場合は

【休日当番医】

広報お知らせ版、市ホームページ、新聞でご確認ください。

診療時間等は、事前に電話で確認してから受診しましょう。

【二次救急医療体制】

●那須南病院

那須烏山市中央 3-2-13 ☎0287-84-3911

夜間・休日受診は、医療体制等をご了解いただいた上での来院となります。また、状況によっては、受診をお断りすることがありますので、必ず電話で事前に確認してください。

【三次救急医療体制】

入院を要する小児科診療を行う緊急病院

●那須赤十字病院

大田原市中田原 1081-4 ☎0287-23-1122

●国際医療福祉大学病院

那須塩原市井口 537-3 ☎0287-37-2221

ひとり親家庭への助成など

●児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない児童を育成する家庭の生活安定・自立促進を目的に支給する手当です。

受給には、所得制限があり、公的年金との併給調整などの条件もあります。

【対象期間】

お子さんが満18歳になった後の3月31日まで

(政令で定める程度の障がいをもつ児童は20歳未満まで)

【手続き】

認定請求書、その他の添付書類を提出してください。

※手当を受ける方の要件により、提出書類が異なります。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童、または両親以外の方に養育される児童が、病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合に、支払った医療費を一部助成します。

助成を受けるためには、児童扶養手当の受給要件に準じた所得制限があります。

市が助成する際に、医療機関ごと(薬局以外)に入院・外来で月別500円を申請額から控除します。なお、健康保険適用外(自費診療)、入院時食事療養費は、助成の対象外です。

【対象期間】 お子さんが満18歳になった後の3月31日まで

【申請に必要なもの】 申請書、その他の添付書類を提出してください。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

幼稚園・認定こども園・保育園のご案内

幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育施設を利用する際に、児童の保護者の居住地(那須烏山市)から支給認定を受ける必要があります。支給認定には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分に分かれており、認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

●3つの認定区分と利用できる施設

年 齢	支給認定区分	利用できる主な施設等
満3歳以上 教育を希望	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
満3歳以上 保育を希望	2号認定 (保育認定)	保育園 認定こども園(保育部分)
満3歳未満 保育を希望	3号認定 (保育認定)	保育園 認定こども園(保育部分) 地域型保育施設

●支給認定のための基準(2号・3号認定)

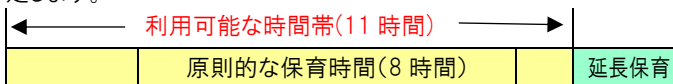
2号・3号認定には、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- 月64時間以上の就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などすべての就労を含む。)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む。)
- 就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む。)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業中に、すでに保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により次の2種類に区分されます。

【保育標準時間】

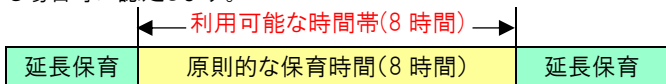
保護者の月の就労時間が120時間以上である場合等に認定します。



※市外に勤務している場合は、入所している保育施設からの通勤時間も考慮します。

【保育短時間】

保護者の月の就労時間が64時間以上120時間未満である場合等に認定します。



1号？ 2号？ 3号？ 早わかりチャート

お子さんの年齢は？

0～2歳

3～5歳

働き方は？

働き方は？

両親の
どちらかが
働いている

両親とも
働いている
または
ひとり親家庭

両親とも
働いている
または
ひとり親家庭

両親の
どちらかが
働いている

1ヶ月の就労時間は？

1ヶ月の就労時間は？

64時間
未満

64時間
以上

64時間
以上

64時間
未満

選択

認定を申請する必要はあ
りません。
(一時預かり保育等が利
用できます。)

3号認定

2号認定

1号認

※2・3号認定を受けるには、同居する65歳未満の祖父母等の世帯員全員が就労等により家庭保育ができないことが必須条件となります。

保育園・地域型保育施設(2、3号認定)

●入園申し込み

保育園の入園日は、①年度当初入園(4月)と②途中入園(5月～翌年3月)の2通りがあります。こども課窓口にて「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」「保育利用希望申込書」「就労証明書」等提出に必要な書類を受け取り、下記期限までにこども課窓口へお申し込みください。(申請書等様式は市ホームページからダウンロードできます。)

提出された書類は、保育の必要性を審査・利用調整を行い、結果を通知します。

①年度当初(4月入園)申し込み

申込期間:前年の10月1日～31日(土・日・祝日を除く)

②途中入園(5月～翌年3月)申し込み

各施設の空き状況により、毎月入園の選考を行います。

申込期間:入所希望月の前々月の15日まで

※利用調整とは・・・父母の就労等の状況を具体的に分類し、児童の保育を必要とする程度を段階的に区分した保育利用基準に基づき、保育を希望する保護者(父母)の就労等を数値化して保育を利用できる優先順位を決定します。

●保育料

市の「保育園利用者負担額基準表」により算定します。

4月から8月までは前年度の市民税所得割額により階層を認定し、9月から翌年3月分までは当該年度の市民税所得割額により階層認定を行います。

※保育料の無償化…令和元年10月より、3～5歳児クラスの保育料及び非課税世帯の0～2歳児クラスの保育料が無償化されました。ただし、給食費は負担いただきます。また、18歳未満の子が2人以上いる場合は、第2子以降の保育料が免除となります。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

1. 保育園(R8.4.1 現在)

保育園は、保護者の労働や疾病などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが難しいお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

園名	住所 (〒0287)	利用定員	対象年齢	保育時間	延長	障がい児	一時預かり	体調不良児	休日
公立 すくすく 保育園	野上703-1 (82-2359)	40	5か月 ～ 5歳児	7:15 ～ 18:15	○	○	○		
私立 烏山 保育園	中央2-3-25 (82-3372)	90	2か月 ～ 5歳児	7:15 ～ 18:15	○	○		○	

※体調不良児対応型保育 … 保育実施中に児童が微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保健的な対応等を図る事業です。

※保育時間は、平日の保育標準時間のみ掲載。

2. 認定こども園(保育部分)(R8.4.1 現在)

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を備え、子育て支援機能を総合的に提供する施設です。

園名	住所 (〒0287)	利用定員	対象年齢	保育時間	延長	障がい児	一時預かり	体調不良	休日
公立 なすからこども園	東原50 (88-2131)	109	5か月 ～ 5歳児	7:15 ～ 18:15	○	○	○		
私立 烏山みどり 幼稚園	金井1-5-16 (82-3089)	70	6か月 ～ 5歳児	7:30 ～ 18:30	○	○		○	
私立 烏山聖マリア 幼稚園	南1-9-19 (82-3357)	60	8か月 ～ 5歳児	7:30 ～ 18:30	○	○	○		

※保育時間は、平日の保育標準時間のみ掲載。

3. 地域型保育施設(R8.4.1 現在)

地域型保育施設とは、少人数(1人～19人以下)の単位で就労等により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。卒園年度終了後は、保護者の希望に応じ連携する保育園や幼稚園、認定こども園に転園が可能です。

園名	住所 (☎0287)	利用定員	対象年齢	保育時間	延長	障がい児	一時預かり	体調不良児	休日
(事業所内保育) 私立 みらいのKaze 保育園	滝田 1772-1 (82-7376)	10	2か月 ～ 2歳児	7:15 ～ 18:15					
(小規模保育) 私立 ゆうゆうランド 那須烏山園	南大和久 473-24 (83-8600)	12	5か月 ～ 2歳児	7:15 ～ 18:15	○		○		
(小規模保育) 私立 キッズランド あさひ	宮原452 (82-7333)	12	2か月 ～ 2歳児	7:15 ～ 18:15	○	○	○	○	
(小規模保育) 私立 こうのやま保育園	鴻野山 212-12 (82-7800)	12	6か月 ～ 2歳児	7:30 ～ 18:30	○	○	○	○	
(小規模保育) 私立 あいのわ保育園	三箇 185-14 (83-8092)	12	6か月 ～ 2歳児	7:15 ～ 18:15	○	○	○		

※事業所内保育とは、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

※小規模保育とは、少人数(定員 6 人～19 人)で家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行います。

※保育時間は、平日の保育標準時間のみ掲載。

幼稚園(1号認定)

●入園申し込み及び支給認定手続き

- ①入園したい前年の9月初日～10月中旬に、希望する幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に直接入園願書等を提出します。
- ②各施設にて面談を行います。
- ③入園が内定した場合は、内定施設を通して、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」を市に提出します。
- ④内定施設を通して、市から「子どものための教育・保育支給認定証」を交付します。

●保育料

幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)の保育料は、幼児教育・保育の無償化により無料です。(給食費は保護者負担となります。)

【問合せ】

入園を希望する幼稚園または認定こども園へ直接お問合せください。

1. 認定こども園(幼稚園部分)(R8.4.1 現在)

【対象年齢】 満3歳から小学校入学まで

【開園時間】 各園にお問合せください。

園名	住所 (☎0287)	利用 定員	預かり 保育	障がい児
公立 なすからこども園	東原50 (88-2131)	30	○	○
私立 烏山みどり幼稚園	金井1-5-16 (82-3089)	35	○	○
私立 烏山聖マリア幼稚園	南1-9-19 (82-3357)	30	○	○

子育てのための施設等利用給付認定

(新1号・新2号・新3号)

新制度に移行していない幼稚園(私学助成幼稚園)、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児保育事業の利用料について幼児教育・保育の無償化を受けるためには、年齢や世帯の課税状況、保育の必要性などに応じて「施設等利用給付」の認定を受ける必要があります(表を参照)。

【無償化の対象となる経費】

- 新1号認定:私学助成幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの保育料
- 新2号認定:「保育の必要性の認定」を受けた3歳児～5歳児クラスの子どもの保育料と施設利用料
- 新3号認定:「保育の必要性の認定」を受けた非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子どもの保育料と施設利用料

【利用方法】

●新1号認定

園ごとに認定申請及び給付方法が異なりますので、詳細は園あてお問い合わせください。

●新2・新3号認定

- ①保育の必要性の認定が必要となりますので、まずは市こども課までお問い合わせください。
- ②施設を利用し、利用料を施設に支払います。3か月ごとに、施設から発行された領収書等とともに「施設等利用費請求書」を市こども課あて提出します。

《表：幼児教育・保育の無償化の対象等》

	※1 認可 保育所 (保育 利用) 等	施設型給付幼稚園・認定こ ども園(教育利用)		私学助成幼稚園等		認可外保育施 設・ 一時預かり事 業等 ※2
		教育	預かり保育	教育	預かり 保育	
3～5 歳児 クラス	無料	無料	月額上限 11,300 円 ※3	月額上限 25,700 円 ※3	月額上限 11,300 円 ※3	月額上限 37,000 円 ※3
満 3 歳児	—	無料	対象外	月額上限 25,700 円 ※3	対象外	—
非課税世帯の 満 3 歳児	—	無料	月額上限 16,300 円 ※3	月額上限 25,700 円 ※3	月額上限 16,300 円 ※3	—
非課税世帯の 0～2 歳児	無料	—	—	—	—	月額上限 42,000 円 ※3
認定 区分	給付 教育・保 育 こどものための 2号・ 3号 認定	1号 認定	1号認定	—	—	—
	施設等 利用給付 子育てのための	—	新2号認定(満 3歳入園児は新 3号認定)	新1号 認定	新2号認定(満 3入園児は新3 号認定)	新2号 ・ 新3号 認定

※1 他に小規模保育、事業所内保育があります。

※2 他に病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業があります。

※3 実費として徴収されている費用(通園送迎日、食材料費、行事費等)は保護者負担となります。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

こども誰でも通園制度

全てのお子さんの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を行う、新しい通園制度です。

利用するには、市から支援給付認定を受ける必要があります。

【対象児】

教育・保育施設に在籍していない、生後6か月～満3歳未満

【利用時間】

対象児童1人当たり月 10 時間上限

【実施園及び利用料金】

園名	利用料
なすからこども園	1時間当たり 300 円
	給食費 250 円
	おやつ代 50 円

【利用方法】

①総合支援システム(つうえんポータル)から支援給付認定申請を行ってください。認定後にアカウント発行の連絡があります。

②アカウントに必要情報を登録する。

③利用希望施設に初回面談予約を行う。

④初回面談実施後に利用予約を行う。

⑤施設利用後利用料金の支払い。

※予約等は、基本的には総合支援システムから行っていただきますが、接続環境がない等の場合はご相談ください。

※予約等は、施設側が承諾して成立となります。

※キャンセルの場合に、利用料金や枠の消費が発生する場合があります。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

病児・病後児保育

お子さんが、症状に急変はないが回復期に至っていないときや、病気の回復期ではあるが集団生活が困難なとき、保護者の勤務の都合や病気等の理由から家庭で保育できないときに、病児保育施設で看護師や保育士が一時的にお子さんを看護・保育する事業です。

○那須南病院 病児保育所（那須烏山市中央 3-2-13）

【対象】生後 10 か月～小学 6 年生

※那須烏山市・那珂川町・高根沢町在住の児童、保護者が市内事業所に勤務する児童

【保育時間】月～金曜日 8:00～18:00(延長保育:無)

【利用定員】3名/1日

【利用期間】1回の申請につき連続7日まで(休園日を含む)

【休園日】土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【申込手続き・利用方法】

①事前利用登録をする。(年度ごとに手続きが必要です。)

(登録書を那須南病院または上記三市町担当窓口に提出)

②病児保育所に利用希望日を電話で仮予約する。

③医療機関を受診し、「診療情報提供書(利用連絡票)」の発行を受ける。病児保育所へ本予約する。

④利用当日に利用申請書・主治医の発行した書類等を施設に持参し、お子さんを預ける。迎えの時に、当日分の利用料を支払う。

【利用料 昼食・おやつ代含む】

①那須烏山市・那珂川町・高根沢町に住所を有する方
・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0 円/日
・その他世帯 2,000 円/日

②那須烏山市の事業所に勤務する方 3,000 円/日

【問合せ】 那須南病院 総務課 ☎0287-84-3911
こども課 ☎0287-88-7116

一時預かり保育

日常生活上の突発的事情や社会参加などにより一時的に保育が困難になるときや、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減することを目的として、保育所等にて一時的にお子さんを預かる事業です。

【対象者】

- ①保育所等を利用していないお子さん
- ②原則市内に住所を有するお子さん(里帰り出産等で市内の祖父母宅に身を寄せている場合は、対象となる場合があります。)

【利用方法】

- ①施設に直接、電話等で(なるべく3日前までに)予約する。
※園行事や利用定員がいっぱいの場合は、お受けできないことがあります。
※アレルギー体質のお子さんは、給食を考慮しますので申込みの際にご相談ください。
- ②「保育利用申込書」を施設に提出し、お子さんを預ける。
- ③利用料は、お子さんのお迎えの際に当日中に支払う。
※延長保育を利用する場合は、事前に園と調整ください。

【問合せ】 実施園へ直接お問合せください。

【実施園】

令和8年4月1日現在

園名 市外局番(0287)	対象児童	利用期間	延長	備考
すくすく保育園 ☎82-2359	市内に住所を 有する生後8か月 ～ 就学前児童	月～金 8:30	無	※1
なすからこども園 ☎88-2131		～ 17:00		
ゆうゆうランド 那須烏山園 ☎83-8600	生後6か月 ～ 就学前児童	月～土 8:30 ～ 17:00	有	※2
烏山聖マリア幼稚園 ☎82-3357	概ね1歳半 (歩行可・離乳完了) ～ 3歳程度の就学前児童	月～金 9:00 ～ 16:00	有	※1
キッズランド あさひ ☎82-7333	生後2か月 ～ 就学前児童	月～土 8:30 ～ 17:00	有	※2
こうのやま 保育園 ☎82-7800	1歳 ～ 3歳程度	月～金 8:30 ～ 16:30	有	※1
あいのわ 保育園 ☎83-8092	生後6か月 ～ 3歳程度	月～土・ 祝 8:00 ～ 17:00	有	※3
みらいの kaze 保育園(休止中) ☎82-7376	生後2か月 ～ 就学前児童	月～土 8:30 ～ 17:00	有	※2

※1 土・日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は預けることができません。

※2 日・祝日・年末年始は預けることができません。

※3 年始(1/1～1/3)は預かることができません。

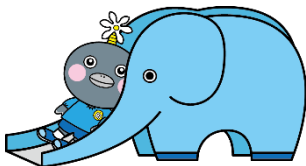
【利用料】

令和8年4月1日現在

園名	利用料
すくすく保育園	3歳未満児:200円/1時間 給食費:300円(おやつ含む)
なすからこども園	3歳以上児:150円/1時間 給食費:200円(おやつ含む)
ゆうゆうランド 那須烏山園	市内 3歳未満児:2,000円/1日 3歳以上児:1,000円/1日 市外 3歳未満児:3,000円/1日 3歳以上児:2,000円/1日 (給食費・おやつ代含む) 延長保育料:8:30前・17:00以降 300円/30分
烏山聖マリア幼稚園	3歳未満児:300円/1時間 3歳以上児:200円/1時間 給食費:450円(おやつ含む) 延長保育料:9:00前・16:00以降 200円/30分
キッズランドあさひ	3歳未満児:250円/1時間 3歳以上児:200円/1時間 給食費:300円(おやつ含む) 延長保育料:8:30前・17:00以降 300円/1時間
こうのやま保育園	250円/1時間 給食費:300円(おやつ含む) 延長保育料:200円/30分
あいのわ保育園	250円/1時間 給食費:300円(おやつ含む) 延長保育料:8:00前・17:00以降 200円/30分

みらいのkaze 保育園
(休止中)

3歳未満児:250 円/1 時間
3歳以上児:200 円/1 時間
給食費:300 円(おやつ含む)
延長保育料:150 円/30 分



ファミリーサポート事業

子育ての支援ができる方(提供会員)と子育てをしてほしい方(依頼会員)がそれぞれ会員となって、お互い助け合いながら、一時的・臨時的に会員相互の育児支援を有料で行う事業です。

【依頼会員】

市内にお住まいまたは勤務している方で、生後6月以上小学6年生以下のお子さんの支援を受けたい方

【支援内容】

お子さんの一時的な預かりや学校、保育施設などや習い事の送迎

※ご希望の活動が会員同士でマッチングしないことがあります。

【利用の仕方】

①会員登録

必要書類を添えて、担当窓口へ提出する。

②③依頼会員と提供会員のマッチング

④顔合わせ→支援活動

顔合わせ時に支援活動内容を決定。支援活動の利用申込は、7日前までに行う。

⑤利用料金の支払い

支援活動終了時に、提供会員に直接料金を支払う。

【利用料金】※提供会員への謝礼

○月～金曜日 7:00～19:00、1時間あたり600円

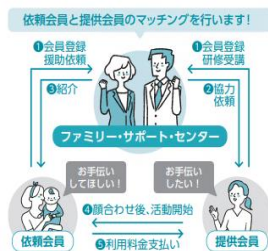
○土日・祝祭日、上記以外:1時間あたり700円

※追加料金(30分ごと):平日300円、休日等350円

2人以上の同時利用の際は、2人目以降半額。

【問合せ】 那須烏山市ファミリー・サポート・センター

子育て支援センターきらきら ☎0287-88-2131



小・中学生になったら

●小学校への入学までの流れ

- ①入学する前年の10月から11月に各小学校で『就学時健康診断』『入学説明会』を実施します。9月以降に学校教育課から「就学時健康診断」の案内を発送します。説明会では、入学までの準備や学校生活での心得等について説明します。
- ②入学する年の1月末までに学校教育課から「入学通知書」を発送します。この通知書が届かないときは、学校教育課へご連絡ください。
- ③入学通知書を持参し、指定日に小学校へ行ってください。

○小学校

学校名	住所	通学区域
烏山小学校 ☎0287-82-2049	愛宕台 2800番地	中央、金井、南、初音、旭、城東、城山、愛宕台、表、神長の一部、滝、宮原、大沢、野上、向田、落合
境小学校 ☎0287-82-2442	上境 1404番地	上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須
七合小学校 ☎0287-82-2707	谷浅見 910番地	興野、滝田、中山、谷浅見、大桶、白久
荒川小学校 ☎0287-88-2017	大金 135番地1	田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東原、小河原、高瀬、大里、小埜、森田、曲田、曲畑、八ヶ代、福岡、鴻野山、鍛冶ヶ澤、小白井、南大和久の一部、三箇の一部

江川小学校 ☎0287- 88-7817	下川井 1001 番地	熊田、月次、神長の一部、南大和久の一部、藤田、三箇の一部、上川井、下川井、志鳥
----------------------------	----------------	---

● 中学校への入学までの流れ

- ①『入学説明会』を実施します。通学する中学校で入学までの準備や心得等について説明します。また、学校で使用する用品の販売も行います。
- ②入学する年の1月末までに学校教育課から「入学通知書」を発送します。この通知書が届かないときは、学校教育課へご連絡ください。
- ③入学通知書を持参し、指定日に中学校へ行ってください。

○ 中学校

学校名	住所	通学区域
烏山中学校 ☎0287- 82-2229	南1丁目 2810 番地	中央、金井、南、初音、旭、城東、城山、愛宕台、表、神長の一部、滝、野上、向田、落合、宮原、上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須、大沢、興野、滝田、中山、谷浅見、大桶、白久
南那須中学校 ☎0287- 88-2021	大金 285 番地	田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東原、小河原、高瀬、大里、小埜、森田、曲田、曲畑、八ヶ代、福岡、鴻野山、鍛冶ヶ澤、小白井、熊田、月次、神長の一部、南大和久、藤田、三箇、上川井、下川井、志鳥

●小・中学校の転校手続き

他の市町村から市内の小・中学校に転入、または市外へ転出する場合の手続きは、次のとおりです。

《市外から転入する場合》

市民課で転入手続きをした後、学校教育課で転入学の手続きをしてください。前の学校で交付された在学証明書と教科書給与証明書を、転入する学校へ提出してください。

《市外へ転出する場合》

現在通学する学校に転出する旨を連絡してください。学校からは、在学証明書と教科書給与証明書をお渡します。その後、市民課で転出手続きをしてください。（転出先の市区町村では、転校手続きが必要です。）

《市内間で転校する場合》

市内で転居し学校を転校する場合も、転入・転出と同様に手続きが必要となります。

《指定学校の変更・区域外就学》

学齢児童・生徒は、教育委員会が通学区域を定め、住所により学校を指定しています。ただし、児童・生徒の状況や、家庭の事情などにより、指定された学校に通学することが難しい場合は、保護者からの申し出により、指定学校以外の小・中学校への就学を許可することがあります。

指定学校の変更、区域外就学の詳細については、学校教育課にご相談ください。

【問合せ】 学校教育課 ☎0287-88-6222

●就学支援制度のご案内

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、義務教育就学に必要な費用(学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費など)の援助を行います。

【対象】

本市に住所がある市立小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、次に該当する方

- ・生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方
- ・その他、教育委員会が特に必要と認める方

【手続き】 通学する学校または学校教育課まで申請してください。

【提出書類】 就学援助費受給申請書兼同意書、その他添付書類(各学校または学校教育課までご相談ください。)

【問合せ】 学校教育課 ☎0287-88-6222

●すこやか教育相談

那須烏山市の未来を担う子どもたちが、より良い家庭環境、学校環境、社会環境で健やかに成長することを手助けするため、子育てのこと、学校や勉強のこと、人間関係のことなどの相談を受け付けています。秘密は、厳守されます。

【電話相談】 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)
9:00～17:00

【来所相談・すこやか相談日】

水曜日 13:00～15:00(予約不要)

※相談日以外でも電話予約により随時お受けします。

【問合せ】 学校教育課 ☎0287-88-6221

●不登校などに関する相談

教育支援センター「レインボーハウス」では、様々な理由により「学校に行けない」「クラスに入れない」「家を出られない」児童・生徒に対して、自主学習や体験教室等を通して、集団に適應する能力の育成、自立や学校復帰を目指す援助・指導を行っています。

【日時】 毎週月曜日から金曜日 9:00～15:00

【場所】 レインボーハウス（那須烏山市上境 395）

【主な活動】

- 午前は主に学習、午後は各種活動、その他行事を行います。
- 各種活動：体験教室（クラフト、ヨガ、野外調理・釣り・川遊び）、栽培活動、クリーン活動、調理実習、図書館利用、習字教室、木工教室、心理士とのグループ活動、学生ボランティアとの交流 等
- 行事：春の遠足、りんご狩り、招待お茶会、思い出旅行、お別れ会食、キャンプ、交流会への参加 等

※お問合せは、各学校、学校教育課、レインボーハウスまでお願いします。

【問合せ】 学校教育課 ☎0287-88-6222

レインボーハウス ☎0287-82-2738

●放課後児童クラブ

小学校に就学している児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後や学校の長期休業中などに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

○放課後児童クラブ一覧

No.	クラブ名	住所	電話番号
1	烏山放課後児童クラブ （烏山小学校内）	愛宕台 2800 番地	0287- 84-0889
2	境放課後児童クラブ （境小学校内）	上境 1404 番地	0287- 83-2772
3	七合放課後児童クラブ （七合小学校内）	谷浅見 910 番地	0287- 82-2860
4	荒川放課後児童クラブ （荒川小学校内）	大金 135 番地 1	0287- 88-9310
5	江川放課後児童クラブ （江川小学校内）	下川井 1001 番地	0287- 88-7831

【対象】 小学校1～6年生の児童

【利用時間】

● 平日：下校時～18:30

● 土曜日・長期休業中・学校行事の振替日など：

7:30 ～ 18:30

○ 延長預かり 18:30 ～ 19:00

【費用】 利用料 と おやつ代

【入室申込】

・例年10月から11月に翌年分の受付を行います。

・年度途中の入室もできますが、定員になり次第、募集を締め切ります。

申込用紙などは、各放課後児童クラブまたはこども課で配布します。

【問合せ】 こども課 ☎0287-88-7116

その他の支援・情報

●子育て支援サイト

市ホームページの子育て支援サイトでは、子育てに関するお知らせや利用できる子育て情報を掲載しています。

●市公式 LINE

本市の情報を多くの皆さんにお届けするため、LINE 公式アカウントを開設しています。市政情報のほか、イベント情報・観光情報・災害情報等を配信しています。また、各種申込等にもご利用できます。

◇アカウント情報

- ・アカウント名：那須烏山市
- ・アカウントID：@nasukara-1112

※原則、返信・回答はしません。

【問合せ】 総合政策課 ☎0287-83-1112

●防災・行政情報メール配信サービス

◇防災 Info なすからすやま

スマートフォンアプリ InfoCanal と戸別受信機にて、防災・行政情報の配信を行っています。登録は、下記の画像を読み取って進めてください。また、戸別受信機は無料で貸出中です。

【配信内容】

- ・防災や行政に関する情報
- ・緊急地震速報
- ・災害、避難情報
- ・くらし情報
- ・学び、子育て情報 等



Android版



iOS版

【戸別受信機申請場所】

- ・総務課(烏山庁舎2階)
- ・健康福祉課(保健福祉センター)

【問合せ】 総務課 ☎0287-83-1117

●デマンド交通(烏山地区・南那須地区)

乗り合いで、希望の場所から目的地まで移動できる市内を運行する公共交通サービスです。利用には、事前登録と予約が必要です。年齢や利用目的などに制限はありません。お子さまからどなたでもご利用いただけます。(ご自身で乗降が出来ない方は、付き添いの方に同乗いただく必要があります。)

【登録手続】

下記の窓口において受付しています。

◇ デマンド交通利用登録窓口

- ・烏山庁舎まちづくり課(中央1-1-1)
- ・南那須庁舎市民課南那須分室(大金 240)
- ・保健福祉センター健康福祉課(田野倉 85-1)

詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 まちづくり課 ☎0287-83-1151



●那須烏山市消費生活センター

消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや困りごとについて、消費生活相談員がお悩み解決のために情報提供や助言を行っています。

お子さんが「通信ゲームで高額な課金をしてしまった」「親に無断で高額な契約をしてしまった」「おもちゃで遊んでいたら、商品の欠陥でケガをした」などのトラブルでお悩みの際は、ご相談ください。

【相談日時】 月～金曜日

(祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)

9:00～12:00、13:00～16:30

【利用できる人】 市内にお住まいの個人の消費者

【相談方法】 来所・電話・問合せフォーム

【問合せ】 消費生活センター ☎0287-83-1014

●住宅取得奨励金

定住の促進と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、市内に住宅を取得した 50 歳未満の方に最大 50 万円の奨励金を交付します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【対象期間】 令和6年4月1日～令和9年3月31日

【問合せ】 建設課 ☎0287-88-7118



●住宅リフォーム助成金

市民が安心して住み続けられる住環境の整備に資することなどを目的として、市内施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う方に最大 10 万円を助成します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【対象期間】 令和6年4月1日～令和9年3月31日

【問合せ】 建設課 ☎0287-88-7118



●移住ファミリー家賃補助金

市内の民間賃貸住宅等に転入した夫婦のいずれか一方が 41 歳未満の世帯または 50 歳未満のひとり親世帯に対し、最大月額2万 5 千円の家賃を補助します。

【対象期間】 令和6年4月1日～令和9年3月31日

【問合せ】 まちづくり課 ☎0287-83-1151



●移住支援金

東京都 23 区内に在住していた方または東京圏から 23 区内に通勤していた方が本市に移住し、対象となる求人への就職や起業などの条件を満たした場合に、最大 100 万円の移住支援金を交付します。申請期間は、本市に転入後 1 年以内で、事前に相談が必要となります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 まちづくり課 ☎0287-83-1151



●那須烏山市結婚新生活支援事業補助金

結婚して市内で新生活を始める新婚世帯に対して新居の購入やリフォーム費用、家賃、引越費用の一部を補助します。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 まちづくり課 ☎0287-83-1151



●那須烏山市定住促進特設サイト「なすからいふ」

移住促進パンフレットをはじめ、本市のプロモーション動画や、移住者の方のインタビュー記事、本市の魅力や暮らしの様子を配信する「なすから特派員」の取り組みなどを掲載し、本市での暮らし(＝なすからいふ)の魅力を紹介しています。そのほか、各種補助金や空き家バンクのご案内もしています。

詳細は、特設サイトをご覧ください。



●JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付制度

JR 烏山線を利用して小中高等学校等(以下、「学校※」という。)に通学する生徒または生徒等の保護者に対し、定期券購入費のうち JR 烏山線区間に係る費用の一部を補助します。

詳細は、ホームページをご覧ください。

【学校※】 学校教育法に規定する、小学校・中学校・高等学校・大学等

【対象者】 ・市内在住で市内外の学校に通学する生徒または生徒等の保護者
・市外在住で市内の学校に通学する生徒または生徒等の保護者

※他制度の補助金交付を受けた方は対象外です。

【対象期間】 令和8年4月1日～令和11年3月31日

【問合せ】 まちづくり課 ☎0287-83-1151



● 烏山高等学校バス通学定期券購入費補助制度

市営バス(烏山高部線、市塙黒田烏山線)及び那珂川町コミュニティバス(馬頭烏山線)を利用して烏山高校に通学する生徒の保護者に対し、バス通学定期券購入費用の一部を補助します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【対象者】 烏山高校に、上記記載市営バス及び那珂川町コミュニティバスを利用して通学する生徒の保護者

【対象期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【問合せ】 学校教育課 ☎0287-88-6222

連絡先

令和8年4月1日現在
(市外局番 0287)

烏山庁舎 ☎83-1111
(中央1-1-1)

〔1階〕

市民課 ☎83-1116
会計課 ☎83-1119
税務課 ☎83-1114
商工観光課 ☎83-1115
消費生活センター
☎83-1014

(商工観光課内)

まちづくり課 ☎83-1151
☎83-1120(環境)

〔2階〕

総務課 ☎83-1117
総合政策課 ☎83-1112

南那須庁舎
(大金240)

〔1階〕

市民課 ☎88-0870
(南那須分室)
農政課 ☎88-7117
建設課 ☎88-7118
都市整備課 ☎83-8266

〔2階〕

学校教育課 ☎88-6222
生涯学習課 ☎88-6223

〔3階〕

議会事務局 ☎88-7114

保健福祉センター
(田野倉85-1)

健康福祉課 ☎88-7115
こども課 ☎88-7116

水道庁舎
(城東18-3)

上下水道課 ☎84-0411

幼稚園・保育園・
認定こども園

なすからこども園

☎88-2131

すくすく保育園 ☎82-2359

烏山保育園 ☎82-3372

烏山みどり幼稚園

☎82-3089

烏山聖マリア幼稚園

☎82-3357

みらいのkaze 保育園

☎82-7376

ゆうゆうランド那須烏山園

☎83-8600

キッズランドあさひ

☎82-7333

こうのやま保育園

☎82-7800

あいのわ保育園

☎83-8092

小・中学校・高等学校等

江川小学校 ☎88-7817

荒川小学校 ☎88-2017

境小学校 ☎82-2442

烏山小学校 ☎82-2049

七合小学校 ☎82-2707

南那須中学校

☎88-2021

烏山中学校 ☎82-2229

学校給食センター

☎88-2135

レインボーハウス

☎82-2738

南那須特別支援学校

☎88-7571

烏山高等学校 ☎83-2075

放課後児童クラブ

烏山放課後児童クラブ

☎84-0889

境放課後児童クラブ

☎83-2772

七合放課後児童クラブ

☎82-2860

荒川放課後児童クラブ

☎88-9310

江川放課後児童クラブ

☎88-7831

その他の機関

南那須図書館 ☎88-2748

烏山図書館 ☎82-3062

烏山公民館 ☎83-1412

市社会福祉協議会

☎88-7881

市社会福祉協議会

烏山支所 ☎84-8178

シルバー人材センター

☎88-7731

救急医療・緊急・医療

救急・火災・救助

119(局番なし)

那須烏山消防署

☎82-2009

テレホンサービス火災案内

☎23-6119

那須烏山警察署

☎82-0110

とちぎ子ども救急電話相談

☎#8000(局番なし)

児童虐待通告

児童相談所

全国共通ダイヤル

☎189(局番なし)

× ㄟ



× ㄇ



× 毛





発行年月 令和8年4月 改訂
発行元 那須烏山市 こども課
〒321-0526
那須烏山市田野倉 85-1
TEL :0287-88-7116
E-mail:kodomo@city.nasukarasuyama.lg.jp